

京都市上下水道局給与等資金前渡規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第20号

京都市上下水道局給与等資金前渡規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局給与等資金前渡規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資金前渡)</p> <p>第1条 <u>管理者及び上下水道局職員に支給する給与その他の給付（以下「給与等」という。）</u>については、その資金を職員課長に前渡する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与取扱員の指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 職員課長は、前項の規定により給与取扱員を指定しようとするときは、給与取扱員となる者が属する課等（京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する室及び課並びに同条第2項から第5項までに規定する事業所をいう。）の長（水道管路管理センターにあつては、北部配水管理課長、南部配水管理課長、北部給水工事課長及び南部給水工事課長とする。）の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第1条 <u>京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）及び上下水道局職員に支給する給与その他の給付（以下「給与等」という。）</u>については、その資金を職員課長に前渡する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与取扱員の指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)